

あなたと町政をむすぶパイプ役



広報むぎ

第118号

2012

11

●発行 牟岐町議会・牟岐町役場 ●編集 広報委員会 TEL.72-1111(代) ●印刷 木村プリントテック
ホームページアドレス <http://www.town.tokushima-mugi.jp/>



河内小学校運動会(三協共楽大運動会) 平成24年9月23日(日)



- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| ○町長所信・・・・・・・・・・・・・ 2 | ○特別児童扶養手当について・・・ 15 |
| ○補正予算・・・・・・・・・・・・・ 5 | ○長寿医療制度・・・・・・・・・・・・・ 16 |
| ○一般質問・・・・・・・・・・・・・ 6～12 | ○インフルエンザ定期予防接種・・・ 17 |
| ○重度心身障害者医療費助成事業 13 | ○緊急地震速報・・・・・・・・・・・・・ 18 |
| ○障害者虐待を防ぎましょう・・・ 14 | ○海が吹えた日・・・・・・・・・・・・・ 19 |

皆さんの
声を
町政に

町長所信

(要旨)

先の臨時議会でもご承認いただきましたように、海部病院が南海トラフ地震対策として高台移転に向け作業を進めています。昨日も徳島県の9月定例議会で飯泉知事から海部病院移転改築については、牟岐町から提案のあった土地を移転用

地として決定し、県南地域の災害医療の拠点到に相応しい施設整備を図るため早急に設計に着手する。そして、将来は県南地域に高度な医療を提供する拠点に、また、全国のモデルとなる新たな防災拠点を目指し、しっかりと取り組んでいるとの説明をいただいたところで、牟岐町としては、できるだけ早く必要な諸手続きを完了し、実施設計、測量の発注等を終え、平成25年度中の建築工事の着手に向け

造成工事の発注に掛かりたいと考えています。まずは周辺の皆さんに事業概要を説明するとともに、関係者の方々にも具体的な説明に入りたいと考えています。8月より営業休止している牟岐町健康管理センターの今後の運営方針ですが、去る9月3日に同検討委員会から答申をいただきました。答申は町民の方々に対してのアンケート調査結果も踏まえ、民間に譲渡して温泉施設を残す方策を最善の選択として今後の在り方を決定すべし、とのものでした。今後、この答申による方針を最善のものとして具体的な在り方を模索していきたいと考えています。

ここ数年、毎年のように漁獲高は減少し、耕作面積も減少しています。このまま推移すれば、また、高齢化も考慮すると、早晚、農林漁業は壊滅的な状況になると思います。やはり都市部から離れた町村は、一次産業をベースにした観光振興を図るべきだと思います。美しい農村風景や漁村風景、これを中心とした交流人口の増加を図るべきだと思います。

美しい町並みは人間の日々の営みから生まれるものだと思います。田舎には田舎の良さを懸命に作っていただく必要があります。従って、この一次産業の活性化と関連する美しい景観の創造に積極的に取り組んでいきたいです。

九月定例議会の

議案の内容と審議

定例議会が9月19日から21日まで開かれました。開会日には福井町長が、県立海部病院の高台移転と健康管理センターの今後の方針について説明を行い、健全化判断比率等の報告、決算認定、条例改正案、補正予算案、人事案件などを提案説明し、議員から意見書案2件の趣旨説明を行いました。

再開日には4名の議員が一般質問に立ち、南海トラフ地震の備え、豪雨対策、要援護者対策、イベントへの取り組みなどについて論議されました。

そして、23年度各会計決算認定7件を常任委員会に付託し、町長提出の報告1件を承認、補正予算など議案10件と議員提出の意見書2件が可決されました。



飯泉知事に海部病院移転用地を提案

報告

◎23年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率
実質公債費比率6・2%、将来負担比率49・9%で、実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率は、収支が黒字であるため、早期健全化基準及び財政再建基準には該当せず、監査委員から「概ね良好」との意見が述べられているもの。
(原案承認)

条例

◎特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
牟岐町地域公共交通会議の設置に伴い、委員報酬を定めるもの。
(原案可決)

◎牟岐町防災会議設置条例

の一部を改正する条例
災害対策基本法の改正に伴うもの。
(原案可決)

◎牟岐町災害対策本部設置条例の一部を改正する条例
災害対策基本法の改正に伴うもの。
(原案可決)

◎牟岐町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
災害弔慰金等の支給等に関する法律の改正に伴うもの。
(原案可決)

人事

◎教育委員会委員の任命
現委員の笹田茂樹氏の再任に同意するもの。
(原案可決)

その他

◎町道の認定

寺前北線を新たに町道に認定するもの。
(原案可決)

決算

◎町道の路線変更
杉谷2号線の起点を変更するもの。
(原案可決)

◎23年度上水道事業会計決算認定

◎23年度一般会計決算認定



海部病院移転用地中村自治会へ説明

平成23年度地域活性化支援事業の実績

事業名	内 容	金 額
牟岐の夏祭りイベント	ビーチフェスティバル運営費 アマチュアバンド演奏会運営費	400,000円
ふるさと牟岐あんどん	JA農協駐車場にて夜間展示	60,000円
出羽島テングサ特産品開発	出羽島のテングサを使い、ゼリーを基本に開発	300,000円
橘コスモス祭り	橘地区町道周辺に250万本のコスモス	188,000円
牟岐町健康管理センター	設備費	413,523円
牟岐町健康管理センター	メンテナンス、設備費	693,301円
牟岐町健康管理センター	グリーンカードの発行	180,000円
野生鳥獣に負けない 笹見集落づくり	ミシマサイコの栽培	318,000円
牟岐町健康管理センター	グリーンカードの発行	84,000円
物産館賃貸借料	敷金 450,000円 賃借料 150,000円/月	1,350,000円
合 計		3,986,824円

◎23年度国民健康保険特別会計決算認定

◎23年度出羽島簡易水道特別会計決算認定

◎23年度青少年健全育成センター特別会計決算認定

◎23年度介護保険特別会計決算認定

◎23年度後期高齢者医療特別会計決算認定

以上7議案については、監査委員の意見書を付けて認定を求めるもの。なお、各会計の決算状況は、次頁のとおり。
(行政常任委員会付託)

平成23年度上水道事業会計決算状況

(単位:円)

経 費 別	歳 入	歳 出	差 引	備 考
収益的収支	102,243,644	100,964,094	1,279,550	
資本的収支	9,859,500	43,785,632	△ 33,926,132	注:1

注:1 資本的収支が不足する額33,926,132円は、過年度分損益勘定留保資金33,926,132円で補填している。

平成23年度各会計決算状況

(単位:円)

会 計 名	歳 入	歳 出	差 引	残額の措置
一般会計	3,531,036,503	3,274,512,255	256,524,248	翌年度へ繰越
国民健康保険特別会計	885,968,795	812,995,050	72,973,745	翌年度へ繰越
出羽島簡易水道特別会計	25,614,456	25,614,456	0	
青少年健全育成センター特別会計	7,911,472	7,200,209	711,263	翌年度へ繰越
介護保険特別会計	787,807,237	746,170,728	41,636,509	翌年度へ繰越
後期高齢者医療特別会計	75,165,876	74,116,676	1,049,200	翌年度へ繰越

補正予算

◎24年度上水道事業会計補正予算

牟岐漁港工事に伴う排水管布設替工事関連費用などを追加するもの。

(原案可決)

◎24年度国民健康保険特別会計補正予算

退職者医療療養給付費等交付金などの精算による返還金1681万6千円などを追加し、予算総額を9億1621万3千円とするもの

の。

(原案可決)

丸山議員

◎24年度一般会計補正予算歳入歳出それぞれ3億7048万4千円を追加し、予算総額を39億7294万6千円と定めるもので、内容は次頁に掲載のとおり。

(原案可決)

大森副町長

質問(要旨)

(多くの議員発言がありましたが、紙面の都合上、一部を掲載しています。)

美波町、海陽町が10月から助成を拡大するため内部で検討したのですが、牟岐町でも12月議会条例改正を提案させていただき、来年1月から中学校修了まで助成を拡大したいと考えています。

丸山議員

来年4月から市宇谷中学校、小学校、保育所が集中しますが、一番心配なのは交通事故です。以前は学校の県道はセンターラインが黄色でした。牟岐署とも相談して、追い越し禁止と速度規制を要望することはできませんか。

福井町長

警察とも協議したいと思っています。



行政常任委員会の町有林視察

24年度一般会計の予算総額は

39億7,294万6千円になりました。

9月補正予算額は、3億7,048万4千円の追加です。(原案可決)

9月補正予算 歳出予算の主なもの

金 額	内 容
2,800,000円	東部コミュニティセンター修繕料
282,210,000円	防災拠点避難地整備事業
500,000円	障害者虐待防止センター委託料
3,813,000円	障害者自立支援給付費
4,250,000円	牟岐町デイサービスセンター空調機器修繕費
4,305,000円	インフルエンザ予防接種等手数料
14,070,000円	海部郡衛生処理事務組合負担金（交付税分）
4,000,000円	出羽島漁村センター塗装修繕
4,800,000円	商工会商品券発行事業補助金
623,000円	モラスコむぎ修繕費
2,500,000円	町道大山1号線改良工事（追加分）
5,500,000円	県単独急傾斜地崩壊対策工事
6,500,000円	消火栓設置工事、第4分団屯所修繕工事
6,500,000円	学校給食センター実施設計業務委託料
1,642,000円	運動場造成工事に伴う損失補償金

歳入予算の主なもの

金 額	内 容
59,630,000円	国庫支出金 都市防災総合推進事業費補助金
9,997,000円	国庫支出金 学校施設環境改善交付金(太陽光発電導入事業)
15,269,000円	繰越金 前年度繰越金
2,310,000円	諸収入 徳島県市町村振興協会市町村交付金
17,800,000円	町債 過疎債
126,600,000円	町債 徳島県市町村振興資金債
95,900,000円	町債 緊急防災・減災事業債
32,100,000円	町債 臨時財政対策債

一般質問

9月議会では、4名の議員が一般質問を行いました。

南海トラフ地震に備え防災・減災への短期・中長期の対策は

榎合 千重子 議員

牟岐町の耐震化補強工事の進捗状況はどのようになっているのか。建設中の小学校、保育所の耐震化は、避難訓練は移転後どのように行う予定なのか。

建物の耐震化だけでは決して充分とは言えないのが液状化現象です。液状化の予測図は出来ているのか。

地盤被害の想定及び浸水予想等をハザードマップで配布する予定は。

牟岐町内の堤防は地盤への浸透による崩壊、決壊要因は考えられないのか、堤防の嵩上げや補強など本格的な対策の有無。

南海トラフ巨大地震に備え、大切な施設となる海部



耐震改修の済んだ中学校校舎

病院。万が一の事を考えて、検査機器は2階以上に設置するよう要望してはどうか。さらに、町の初動体制は。司令本部の位置、メンバーは。河川側に位置する消防署の機動は可能か。限りなく死者ゼロにしていくためには、最悪のシナリオを考えて、どう防災に活かすかが、問われていると思います。

福井町長

構造物の耐震性能と補強工事の状況ですが、建設中の小学校、保育所は問題なく、中学校は耐震改修済み、海の総合文化センターも新耐震での建築です。耐震改修が必要なのは、町民体育館と役場です。

次に、民間の建築物ですが、耐震診断及び改修件数ともに非常に少なく、自分の寝ているスペースだけ耐震補強する事業も推進したいと考えています。

堤防の嵩上げは、東、西の防波堤は県で対策をしていただけると聞いています。海部病院ですが、現在予

定している高さ15・6mで安全な所に建つという判断で、更に必要な機器を2階に上げるといのは現時点での要望は非常に難しい。大地震後の初動体制ですが、メンバーは町長を筆頭に参集可能な全職員でもって対応する。対策本部は、1番に役場、2番に牟岐中学校、3番に海部病院横の避難広場になるかと考えています。

栗林総務課長

牟岐町では震度7、最高津波高15m、1mの津波到達時間は9分です。

津波浸水域は以前のものより広がっています。

今後、地区ごとの詳しい浸水高のデータが発表されたら、津波防災計画、避難計画を見直し、新しい避難マップを作成することになっています。

平成23年度末で耐震診断は、149件で、改修は6件と進んでいません。

ハード面については、高い場所への避難路、現在20カ所、草刈程度のものですが、

整備しています。
備蓄倉庫は、1カ所整備、今年2カ所予定しています。

峯野教育長

建設中の小学校は地盤の高さは9m、保育所は7・3m、ちなみに小学校の屋上は17mとなっています。

避難訓練は小学校、保育所の統合により、小学校、中学校、保育所を含めた防災計画を新たに策定する必要がある、今年中に作成する予定です。

久米産業課長

東西の漁港の堤防は、1mの嵩上げ、耐震を目的とする施設を補強するために現在の幅を3mないし4m広げて耐震化を図る予定と聞いています。港以外の通常の海岸の堤防は、以前から県に要望しています。

ごみ収集の

民営化について

櫻谷議員

美波町では既に平成20年4月より地元業者に委託し、民営化されています。

メリットとしては、地元住民に雇用の場を提供できたことだそうです。デメリットは今のところ無いようですが、牟岐町も民営化を考えているそうですが、どのような案で臨むのですか。時期的には何年後を目指していますか。

福井町長

過疎化が急速に進行し、税収の減額が進む中、極力歳出削減を図るためにも、行政サービスに支障のないものは、民営化に努めるべきであると考えています。牟岐町においても平成25年度から民営化を図るべく、必要事項について検討し、関係者と協議しながら慎重に進めたいと考えています。

大川団地解体事業の

進捗状況は

櫻谷議員

団地の河川側の解体工事が遅々として進んでいないと思われるが、立ち退き状況はどのようなになっていますか。進まない理由は何か、今後の取り組みについては、どうするのか、計画としては、いつ頃の予定なのか。

福井町長

平成23年度中の完成を予定していましたが、更新住宅への移転が完了していない世帯があることから、遅延しています。昨年度、国に事業の変更申請を行い、今年中の完成予定ですが、現状では困難な状況です。従いまして、今年10月頃にまず5棟10戸の解体を行い、残る住戸については速やかな移転について粘り強く説得を続け、最終的には全戸解体に向け取り組んでいきたいと考えています。

岩田住民福祉課長

更新住宅に移転完了していない世帯が6世帯あります。改良住宅の建て替え事業を開始してから10年以上

経過しており、環境の変化などで、事業に協力いただけなくなったと聞いていま

す。この事業の性格上、最低限の解体は行っていくたいと考えています。

豪雨対策と住民への

周知・啓発は

一山 稔 議員

近年、気候変動の影響で

福井町長

想定外の大雨による災害が全国で相次ぐようになり、山間部の多い徳島県も度々大雨の影響による土砂災害に見舞われています。

豪雨対策は、水害予防計画に基づき対応しているが、一部に未整備の河川もあり、機会を捉え対策を実施していきたい。

豪雨被害を抑えるには、ハード面では、水門などの河川管理施設や氾濫しそうな場所の河川改修、耕作放棄地などによる遊水池の整備など。ソフト面では豪雨時の「逃げどきマップ」や「豪雨対応ガイドブック」

住民の避難が必要な時は、広報車、サイレン、メール等、多様な手段で呼びかける。ソフト的には、避難所マップや豪雨災害ガイドブックのようなものを示す必要もあると考えている。

のようなものを全戸配布しての周知、啓発も大事だと思いますが見解を伺います。町内の急傾斜地や家屋への浸水が心配な所や堤防の嵩上げ補強箇所の把握はしているのか、又、整備計画等はあるのか。

土砂災害警戒区域等は、県が調査中で、がけ崩れ等の状況により、予算の範囲内で対策を進めている。自主防災組織を中心とした周知・啓発がより重要で、説明会開催の機会を増やすとか、避難訓練も定期的に実施して対応したい。

栗林総務課長

河川はほぼ整備が完了しており、堤防の嵩上げ等の対策は予定されていません。一部未整備地区があり、大雨に農地が冠水する箇所が見受けられるが、大雨時には巡回監視等により安全を確保したい。土砂災害を的確に予測することは困難で、情報を把握して、総合的に判断している。

土砂災害警戒区域の指定には、事前の県の地元説明会に町も同席し、趣旨と避難について説明している。区域を示したマップ等を作っている。

住民周知は、防災無線の呼びかけや注意等のほか、職員が自宅訪問や電話で促しています。

児童生徒・

災害への備えは

一山議員

小中学校や保育所に、地震の発生を知らせる緊急地震速報システム配備に対す



牟岐小学校 津波避難訓練

る見解を伺います。

普段は座布団として、頭から被ると浮力により浮くことができ、防寒の役目もし、危険な物が飛んできても防護服チョッキにもなる救命胴衣やヘルメットを学校、保育所に配備する考えを伺います。存在位置を知らせる防災笛を高齢者や障害者、子ども達に無償配布してはどうか、防犯面でも非常に有効だと思うが、山間地域の備蓄倉庫に発電機等を備えてはと思うが、見解を伺います。

福井町長

J・アラートが、保育所、小中学校に設置されている。今後、新しい施設の整備過程で、そのシステムがカバーできる範囲などを考慮のうえ協議し、必要があれば同システムを設置したい。

峯野教育長

牟岐小学校は防災ずきん、河内小学校はヘルメットを配備しているが、統合によりどちらかに統一する方向で検討していきます。中学校は、配備されていません

が、必要性があるものと考え、小中学校で協議検討していきたい。保育所はヘルメットが配備されており、救命胴衣は、学校、保育所が移転して津波被害の可能性が低い場所になるので、必要ないと考えています。防災笛の無償配布については、装備の方法なども協議し、検討していきたい。

栗林総務課長

発電機は、要望があれば設置の方向ですが、山間部で自主防災組織が充実、結成されてないのが現状で、結成していただくためにも相談しながら良い方向にいったらと思っています。

聴覚障害者に支援を

一山議員

聴覚障害者で補聴器を使っても聞き取ることでできない場合、人工内耳を埋め込む手術費用は、400万円が保険が適用されていま

すが、1台120万円もするスピーチプロセッサや、電池の交換には多額の費用が掛かり、利用者の経済的負担は大きく、助成を行っている自治体がありますが、スピーチプロセッサの買い替えや、電池への助成について、検討も必要と思うが見解を伺います。

福井町長

人工内耳の埋め込み費用やスピーチプロセッサや電池の買い替え助成も、これまでは本町では要望もなく、助成制度等は設けていません。現在町内に対象の方がいるようですが、今後助成が必要であれば協議したい。

岩田住民福祉課長

人工内耳の埋め込み手術助成は、18歳以上は更正医療、18歳未満は育成医療の対象となっています。買い替えは、更正医療の対象に

なっていないが、破損し機械が修理不能の場合は、健康保険の対象となっており、古くて修理ができない場合は、更正医療の適用となります。機器本体代金の一部や電池代金の一部助成を単独補助しているところがあります。本町では実績が

なく、要望があれば検討したい。

火災、救急時の連絡方法の周知は、緊急通報電話の設置や近所の見守り、FAXを利用したヘルパーの運用のもと個別に対応しています。

要援護者対策に最善を尽くせ

藤本 雅文 議員

3・11東日本大震災のあと、町民のみなさんの防災意識が一段と高まり「いざという時は、何をおいても安全な所に逃げる」ということが共通の認識になってきたと思いますが、真剣に考えなければならぬのが、自力で避難できない方々への対応です。

現在、本町には何人の要援護者がおられるのか。その内、避難体制が整っているのは何人か。

要援護者など歩行が困難な方が、町が指定した避難

所への避難にこだわりすぎると犠牲者を増やしてしまふ場合があります。お隣同士、自主防災組織での十分な話し合いが必要ですが、近所の丈夫な建物への避難も一つの方法だし、そのための用意も必要ではないか。国土交通省の調査に回答した本町の避難ビル14棟とは、どこのことか。

福井町長

要援護者及び外国人に対する防災対策は、その解決策が非常に難しく対策が進

んでいないというのが現状です。避難訓練も常日頃から出来ておらず、また防災や避難にかかる啓発も実施が難しいことなどから、災害時には、スムーズな避難が困難でないかと危惧されます。

今後は、特別に対策を検討し、出来ることから実施していきたいと考えています。外国人に対しては、外国語の避難マップやマニュアルの作成、避難訓練への参加要請などを行います。

栗林総務課長

本町の避難指定ビルは、牟岐小南北校舎、牟岐中学校、牟岐警察署など、公共施設13カ所。民間施設としては1カ所で徳島銀行となっており、2階建て以上の木造以外の建物としています。避難マップの作成を予定していますので、英語等の記載をしたいと思っています。

岩田住民福祉課長

災害時、要援護台帳の対象者は、介護保険で要介護3以上と認定された人、身

体障害者手帳1、2級の人、重度知的障害者、寝たきり高齢者及び重度の認知症の人などとなっており、その内67人が登録されています。現在、町内会、自主防災組織に支援者を探してもらっています。要援護者の内、避難体制が整っているのは2人です。

9月20日現在、本町に住の外国人は32人です。

本町活性化のために

藤元議員

「まちづくりは人づくり」と言われるように、実際に町活性化のために頑張っている方々には町民のみなさん方だし、町民のみなさん方の立ち上がりがなくて活性化など出来るはずがありません。もちろん職員のみならずにも頑張ってもらわなくてはなりません。これまで牟岐町を支え守ってこられた方々に対し、町として、今まであまりにも感謝と激励の気持ちを伝えることが少なかったのではないのでしょうか。また、本町



老人クラブの子ども見守り隊

貢献の働きに光を当てると
いうことが不十分ではな
かったでしょうか。

本町発展に貢献してくだ
さっている方を紹介する場
を設けてはどうか。また、
本町表彰規程の運用はどう
なっているのか。

福井町長

町の活性化は、全ての町
民が大きな問題意識を持ち、
みんなが参加し解決するこ
とが重要であり、一部の人
の活動や努力でなし得るも
のではありません。

清掃ボランティアの方、
社会体育指導者の方、それ
ぞれの仕事を頑張っておら
れる方々に光を当てること
は、ご本人にとっても地域
の人々にとっても励みや刺
激になり活性化に繋がると
考えます。今後、積極的に
本町表彰規程を運用した表
彰であるとか、広報むぎや
ホームページでの紹介、県
の表彰制度を活用し、頑張
っている方に何らかの光が
当てられるよう検討します。

栗林総務課長

表彰基準については、人
命救助、青少年の指導育成、
社会福祉への貢献など10項
目ありますが、どなたか推
薦していただける方があれ
ば、私の方に言っていただ
ければと思います。

いじめはあるとして 対応を

藤元議員

いじめは、教師や大人の
目に付く所ではやられない
ということもあって、明ら
かになった頃には重大な事
態になっているということ
になりがちです。

いじめは、いじめの子と
いじめられる子だけでは成
り立ちません。はやしたて
る子、見てみぬふりをする
大多数の子がいて成り立つ
ものです。したがって、い
じめは一部の子どもたちの
問題でなく、クラス全体の
問題、地域社会・社会全体
の問題として捉えないと解
決できない問題です。

本町学校におけるいじめ
の現状と今後の取り組みは。

峯野教育長

本町の小中学校の子ども
達は、特に目立った非行や
問題もなく、全体的には平
和で落ち着いた学校生活を
過ごせています。

本年4月以降のいじめ認
知件数は3校ともゼロとい
う報告を受けていますが、
教育委員会としては、連日
メディアを賑わせている深
刻ないじめの事案を対岸の
火事として見るのではなく、
本町の学校にも起こりうる
問題として捉え、いじめを
生まない環境づくりに向け
て学校との協働体制をより
確かなものにしていきたい
と考えています。

いじめは、学校生活の中
で最も大きな人権侵害であ
り命に関する問題です。い
じめゼロの学校を目指して、
今後も取り組みの一層の充
実を図っていききたいと考
えています。

国文祭をはじめとして、今後 予定のイベントへの取り組みは

横尾 政明 議員

これから11月に国文祭、
12月に食の博覧会、2月か
ら2カ月間を掛けての出羽
島アート展、3月には全国
ほんもの体験フォーラムin
徳島が開催予定です。いず
れも本町が主会場、関連会
場となります。これらのイ
ベントについて牟岐町とし
て、活性化に繋げるために

どのように関わり、また取
り組んで行くのか。交流人
口の増加が期待できるこれ
らのイベントに対しての町
の施策をお聞きしたい。ま
た今回の町長所信表明では、
交流人口の増加、一次産業
の再生を話されていますが、
具体的な施策が出ています
か。



国民文化祭に向けての練習

福井町長

国文祭をはじめとした各種イベントの開催は、牟岐町がPRすることにより更なる交流人口の増加に繋がると思っています。牟岐町でのフラメンコ開催に向けては、諸準備やポスターによるPRを行っていますし、全国ほんものフォーラムは開催決定当初より県と協議して進めています。開催時には更に住民の方にもご協力いただき、盛り上げていく必要があると考えています。

活性化に向け、町が行えることは、多くの町民の方が協力し、熱意をもって取り組めるシステムや器を用意することだと考えています。活性化には、仕事を創る、消費を増やす、交流人口を増やすなどいろんな意味がありますが、最終目的は町内の定住人口を増やす仕事を増やすことだと思います。

一次産業の再生と、牟岐町の魅力の復活に向け、町がより積極的に取り組んで参りたいと考えています。

移住交流センターの
施策状況は

横尾議員

移住交流センターの仕事は何か。どんな目的で設立されたのか。商工会と連携していますが、商工会に対しての役目、役割等についてお聞かせください。

福井町長

移住交流センターは現時点では機能しておらず、何とかする必要があると思っています。空家の活用希望調査により現在2戸をホームページに掲載していますが、問い合わせはありますが、これとは別に2戸2人の方からサテライトオフィス用であれば利用可能であるとの提案を頂いています。しかし町が主体的に企業を勧誘しなければならず、今後、機会を捉え実施したいと考えています。

現在、商工会に空家、空き地情報の発信を委託していますが、より商工会と連

意見書

携し、また町が自ら、もっと踏み込んだ施策を行う必要があると考えています。例えば、賃貸する場合の空家の改修費助成や、空家、空き地の管理条例の制定、一定の良質な空家の確保等、また、町外からの問い合わせに、すぐに物件の紹介ができるシステムの構築が必要であると考えています。

◎オスプレイ配備と低空飛行訓練中止を求める意見書

提出者 藤元 雅文
賛成者 堤 近義

本議会は、米軍戦闘機の低空飛行訓練に関し、過去にも訓練の中止を求める意見書を関係機関に提出してきました。

しかし、その後の事態は依然として変りなく、特に、海部郡上空はオレンジルートと呼ばれる訓練空域に指定され低空飛行訓練が集中している。こんな中、沖縄

に配備が計画されている新型輸送機MV22オスプレイがオレンジルートで低空飛行訓練を行うことが明らかになった。

オスプレイは開発段階から事故が多く、安全面でも日本の空を飛ぶ資格がない。日本の法律、日米合意を無視した低空飛行訓練を前提とするオスプレイの配備は容認することはできない。

よって、本議会は政府に対しオスプレイの配備と低空飛行訓練の中止を米国政府に強く求めるよう要望する。(原案可決)

◎徳島地方・家庭裁判所阿南支部への裁判官常駐と同支部管内の裁判所充実を求める意見書

提出者 丸山 泰寛
賛成者 一山 稔

徳島県南部の司法を担う徳島地方・家庭裁判所阿南支部では、裁判官が常駐しておらず、そのため開廷日が週3回に限られており、さらに徳島家庭裁判所牟岐出張所にあつてはわずか月1回しか開廷日がなく、地

域住民の裁判を受ける権利が著しく損なわれている状況が続いている。ことにこの状況は、離婚事件・相続事件といった家事事件に顕著である。

よって、国においては、すみやかに徳島地方・家庭裁判所阿南支部への裁判官常駐を実現させ、開廷日を大幅に増加させるとともに、徳島県南域の司法機能強化のため、徳島家庭裁判所牟岐出張所や阿南支部管内の簡易裁判所を含め、支部管内における裁判所機能を充実強化するよう強く要望する。(原案可決)



完成間近い小学校校舎

議会の動き

(9月)

4日 第2回臨時議会

12日 全員協議会、議会運営委員会

14日 牟岐町敬老の日のつどい

19日 第3回定例町議会

～21日

27日 四国四県町村長、議長大会 松山市

(10月)

12日 広報編集委員会

12日 四国8の字ネットワーク整備促進四国

東南部連盟総会・整備促進大会 安芸市

25日 行政常任委員会(町有林視察) 海陽町

28日 国民文化祭、総合フェスティバル 徳島市

(11月)

6日 四国地区町村議会議長会研修会 高松市

13日 全員協議会、第3回臨時議会

14日 第56回町村議会議長全国大会 東京都

15日 徳島県町村議会議長研修 北海道

～16日

臨時議会

臨時議会が9月4日に開かれ、福井町長が県立海部病院の移転用地造成事業に着手する方針を述べ、次の議案を提案し、審議しました。

◎徳島県市町村総合事務組合規約の変更専決処分
徳島県市町村総合事務組

合を組織する美馬食肉センターが解散したことにより、規約を変更するもの。
(原案承認)

◎24年度一般会計補正予算
防災拠点避難地整備事業、埋蔵文化財発掘調査費、学校敷地造成災害復旧工事に係る経費5906万5千円を追加し、予算総額を36億246万2千円と定める
(原案可決)



海部病院移転用地の埋蔵文化財調査

海部病院移転用地の山の頂上に、川から石を運んで積み重ねたと思われる構造物があります。その中には土器の破片もあり、昔この地に住んでいた人たちの手掛かりがあるかも知れません。

お気軽に皆さんのご意見
ご感想をお寄せください。
電話 七二一三四二一
FAX 七二一三七一六
「広報編集委員会」まで
お願いします。

編集後記

内閣府は南海トラフ沿いで巨大地震が発生した場合、徳島県では3万1千人が死亡するとのシヨッキングな被害想定を発表しました。しかしこれは、最悪の事態を想定したものであり、今後の対策次第で被害は減らせるものです。

地震津波対策とは、自然の脅威と我々との命懸けの知恵比べ。1人より2人。2人より3人集まれば妙案が浮かびます。その日がいつなのか分かりませんが、ご家族、ご近所、自主防災組織などいざという時にはどのように対処するのか、しっかりと相談しておきたいものです。

この広報、第118号が本年最後になります。これから年末の慌ただしい時期に向かいますが、お体に十分留意され、お元気で新年を迎えられますように。

広報編集委員会

ご存知ですか？重度心身障害者医療費助成事業

- 重度の障害をお持ちの方に（医療費の一部負担金 調剤一部負担金）を助成いたします

医療助成の対象となる方		手続きに必要なもの
1	身体障害者手帳1・2級所持者	医療保険証・印鑑 身体障害者手帳および療育手帳
2	医療手帳A所持者	
3	身体障害者手帳3・4級と療育手帳B1を所持する重複障害者	

ひとり親家庭の父母と児童に 入院医療費の自己負担分を助成いたします

ひとり親家庭の父母とその父母に扶養されている児童を対象に入院医療費一部負担金を助成いたします。入院医療費の助成対象者は下記のとおりとなっています。なお、医療費の助成を受けるためには申請が必要です。

医療助成の対象となる方		手続きに必要なもの
1	満18歳に達した年度末までの児童を扶養しているひとり親家庭の父母等および当該児童	医療保険証・印鑑 (戸籍確認書類が必要な場合もあります)
2	満18歳に達した年度末までの父母のない児童	

※ 上記の制度は医療保険加入者が対象となり、所得制限があります。

詳しくは、役場住民福祉課（TEL 72-3416）までお問い合わせください。

徳島県障害者相談支援センターによる 身体障害者巡回相談のお知らせ

障害の状況や遠隔地である等の理由により、障害者相談支援センターに直接来所できない方を対象に巡回相談を行いますので、この機会にご相談ください。

1. 相談内容

身体障害者の補装具（義足・補聴器等）の給付を受けたい。
身体障害者の施設の情報を知りたい。
身体障害者福祉の諸制度について知りたい。
生活全般、その他困っていることで相談したい。

2. 日程等

実施年月日	相談科目	場所
平成24年1月15日	整形外科	県立海部病院

3. 受付時間 午前11時から午前12時まで

4. 注意事項 完全予約制になっていますので、事前に役場住民福祉課へお申込みください。

5. 費用 無料

在宅知的障害者家庭支援事業のお知らせ

療育手帳の交付判定、再判定、障害年金の診断書作成、その他相談事業を徳島県相談支援センターの職員等が阿南保健所に巡回し行っております。

相談は無料ですが、予約が必要ですので事前に役場住民福祉課までお申し込みください。

実施日	場所
毎月第3水曜日（※都合により変更することがあります）	南部女性こども相談センター（阿南保健所内）

障害者虐待を防ぎましょう

平成24年10月1日より「障害者虐待の防止法」が施行されました。
 障害者をお持ちの方への虐待の防止や早期発見、適切な支援を行うために、牟岐町では『牟岐町障害者虐待防止センター』を設置しました。「もしかして?」と思ったら、下記連絡先まで通報をお願いします。
 障害者虐待を防止するために、地域のみなさんで取り組んでいきましょう。

虐待が疑われる場合の相談・通報窓口は、役場住民福祉課になります

連絡先	平日昼間 8:30~17:15	TEL. 0884-72-3416
	夜間・休日 17:15~8:30 年末年始	TEL. 080-2850-6562

その他一般相談や、心配事等は…

連絡先	海部郡相談支援センター「おおぞら」	TEL. 0884-77-1494
	とみた県南コミュニティ・ケアセンター 「相談支援事業所とみた」	TEL. 0884-77-1230

☆障害をお持ちの方の一般相談や心配事を受け付けています

精神障害者保健福祉手帳制度について

この制度は、精神障害者の方が、精神障害者保健福祉手帳を取得することにより、各種優遇措置の適用が受けられやすくなるとともに、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としたものです。

手帳の対象者

精神疾患を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方を対象としています。

障害等級

症状の状態によって、1級から3級までの障害等級が認定されます。

申請及び交付

1. 申請者

申請者は、本人です。ただし、家族や医療機関の職員の方が申請書の提出や手帳の受け取り手続きを代行できます。また、15歳未満の児童については、あわせて保護者名を記入して申請してください。

2. 申請書類

☆申請書（町役場、病院にあります。）

☆診断書（町役場、病院にあります。）又は、障害年金の受給証書の写し等

☆写真1枚（4cm×3cm）

3. 申請方法

次の二つの申請方法があります。

①申請書に、診断書を添付して申請してください。

この場合、診断書は、精神保健指定医、その他精神障害者の診断又は治療に従事する医師によるもので、初診日から6か月以上経過した時点のものがが必要です。

②申請書に、障害年金の受給証書の写し・同意書を添付して申請してください。この場合、診断書は必要ありません。なお、直近の年金支払通知書の写しを併せて添付してください。

4. 交付の決定

県が申請書類を審査し、適当と認めたときは、手帳を交付します。また、不適当と判断したときは、県より通知書を発行します。

5. 手帳の有効期限

県で交付した日から2年間です。更新の申請は、有効期限の3ヶ月前から申請できます。

◎詳しくは、牟岐町役場住民福祉課まで。（tel. 72-3416）

特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当を受給するには、役場窓口で認定請求の手続が必要です。

支給要件・対象児童

この手当は、20歳未満で、精神や身体に常に介護を必要とする程度の障害のある児童を家庭で保護、監督している父若しくは母、又は父母に代わって児童を養育（児童と同居し、これを監護しその生計を維持することをいう。）している方に対し、支給されます。

支給制限

次のいずれかに該当する場合は、支給が制限されます。

1. 児童が次のいずれかに該当するときは支給されません。
 - (1) 日本国内に住所を有しないとき
 - (2) 障害を支給事由とする年金を受けることができるとき
2. 受給者が日本国内に住所を有しないときは、支給されません。
3. 受給資格者若しくはその配偶者又はその扶養義務者の前年の所得が一定額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月まで支給されません。

支給額

支給される手当の月額、1級（重度）に該当する障害児1人につき50,400円、同じく2級（中度）に該当する障害児1人につき33,570円となっています。
平成24年4月に額改定がありました。手当額は毎年変更になる可能性があります。

手当の支給

1. 手当は、毎年4月・8月・12月（請求があったときは11月）の3期にそれぞれ前月までの分が登録口座への口座振替で支払われます。

※詳しくは、牟岐町役場住民福祉課まで。（tel. 72-3416）

所得制限限度額

（単位：円）

扶養親族等の数	本人	配偶者及び扶養親族
0人	4,596,000	6,287,000
1人	4,976,000	6,536,000
2人	5,356,000	6,749,000
3人	5,736,000	6,962,000
4人	6,116,000	7,175,000
5人	6,496,000	7,388,000
1人増	380,000	213,000

浄化槽法定検査のお知らせ

平成25年4月1日より、浄化槽の清掃時に浄化槽法定検査を受けていることの証明書（検査証明書）の確認をさせていただきます。

浄化槽を設置されている方は、1年に1回、浄化槽の水質に関する検査（法定検査）を受けなければならないと浄化槽法に規定されており、業者が行う保守点検・清掃とは別に受けなければいけません。

次の期間、徳島県知事指定検査機関である、（公社）徳島県環境技術センターから対象施設には申込書を送付し、連絡・訪問しますので、ご協力をお願いします。

期 間 平成24年12月3日（月）～12月14日（金）まで

問 （公社）徳島県環境技術センター TEL 088-636-1234

長寿医療制度(後期高齢者医療制度)

被保険者のみなさまへ

長寿医療制度は、公費や後期高齢者支援金のほか、被保険者一人一人に納めていただく保険料により運営されています。

1 保険料の納付について

普通徴収の方へ (納付書での窓口納付・口座からの引き落とし)

☆納付書が届いている方は、各納期までに必ず納めてください。

納期	期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
	月度	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	納期限	H24.8.31	H24.10.1	H24.10.31	H24.11.30	H25.1.4	H25.1.31	H25.2.28	H25.4.1

※納期限は各月の末日になります。

ただし、その末日が土曜日、日曜日及び休日(祝日)の場合は、次の平日が納期限となります。

特別徴収の方へ (年金からの天引き)

☆申請により普通徴収(口座振替に限る)に変更できます。

ご希望の方は、牟岐町役場 健康生活課 後期高齢者医療担当までお申し出ください。

手続に必要なもの・・・①本人を証明できる書類等(保険証など) ②通帳 ③通帳お届け印

2 被保険者証について

被保険者証は1人に1枚交付され、75歳になる誕生日までにお送りします。

(平成24年8月1日から平成25年7月31日までの被保険者証は、オレンジ色です。)

3 障害認定について

65歳～74歳の一定の障害(身体障害者手帳1～3級と4級の一部等)のある方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

ただし、後期高齢者医療制度に加入するかどうかはご本人の選択です。また、74歳までであれば加入後の脱退も可能です。様々なケースがありますので、ご相談ください。

4 健康診査の受診は、お早めに！

平成24年度の健康診査の対象となる方には、健康診査受診券を徳島県後期高齢者医療広域連合よりお送りしていますが、有効期限が平成24年12月31日になっております。

有効期限が近づいてきていますので、お早めにご受診ください。

■お問い合わせ・ご相談は

牟岐町役場 健康生活課 後期高齢者医療担当 TEL(0884)72-3417まで

特定健診・がん検診の受診について

特定健診、がん検診の受診はお済みでしょうか？

集団での特定健診、がん検診は終了しましたが、指定医療機関での特定健診は、12月25日まで、子宮頸がん検診、乳がん検診は3月まで受診いただけます。

特定健診では、メタボリックシンドロームをはじめとし、糖尿病、慢性腎臓病、高血圧などの生活習慣病の早期発見のための検査を行っております。ご自身の健康判断のために、健診を受診してください。



大腸がん検診を次の日程で行います(追加検診)

・便提出日：1月15日(木) 午前11時まで

・提出先：牟岐町役場 健康生活課

・方法：所定の容器に2日間の便を採取していただきます

*大腸がん検診ご希望の方は、1月10日までにお電話でも結構ですので、お申し込みください。

*お問い合わせ先…役場健康生活課 TEL72-3417



今年も高齢者等インフルエンザ定期予防接種始まっています。

牟岐町役場 健康生活課

今年度のインフルエンザは、通常の季節性インフルエンザであり、個人の発病または重症化を防止し、あわせてそのまん延予防に資することを目的としております。
希望される方は、医療機関へ各自で直接お申し込みください。

定期接種対象者 牟岐町に住所を有し、接種日に①か②に該当する方で、本人が希望される方。

① 65歳以上の方

② 60歳以上65歳未満の方で、心臓やじん臓、
若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルス
による免疫の機能に障害を有する方

接種期間 平成24年10月1日（月）から平成25年3月31日（日）まで

個人負担額 1,000円（医療機関でお支払いください。）

※ 生活保護受給者の方は自己負担免除です。

接種場所 牟岐町内と海部郡内の医療機関については以下のとおりです。

接種ご希望の方は、医療機関へ各自で直接お申し込み下さい。



牟岐町内実施医療機関一覧

医療機関名	電話番号	医療機関名	電話番号
北川医院	72-0260	県立海部病院	72-1166
小柴医院	72-3311	出羽島診療所	72-0566
美海クリニック	72-3939	玉真病院牟岐診療所	72-2856

海部郡内実施医療機関一覧

町名	医療機関名	電話番号	町名	医療機関名	電話番号
海陽町	海南病院	73-1355	美波町	日和佐病院	77-1212
	大里医院	73-3102		イワキ医院	77-0005
	いしもとファミリークリニック	74-3503		富田病院	77-0368
	寿満内科クリニック	73-3741		ヒワサクリニック	74-7518
	野田医院	73-1221		由岐病院	78-0075
	野江診療所	73-3565		阿部診療所	78-0203
	穴喰診療所	76-2028			
	折野胃腸科内科	76-2249			

※ 各医療機関、診療時間等が異なりますので、接種前にあらかじめご確認下さい。

■ お問い合わせは…牟岐町役場 健康生活課 まで TEL 72-3417

「地域おこしなど」がんばっている人を紹介ください！

牟岐町の個人、団体におきまして、地域活性化活動に尽力している方を紹介します。

自薦、他薦問いませんので、お申し出ください。

問い合わせ先 牟岐町役場総務課 TEL：72-3412



緊急地震速報の試験放送について

平成24年12月3日(月)午前10時15分頃に
全国一斉の試験放送が実施される予定です。

告知端末から最大音量で「ただ今から試験放送を行います。緊急地震速報。大地震です。大地震です。」
(予定)と流れます。

ご不便をおかけしますが、ご理解をよろしくお願いいたします。

また、牟岐町以外の地域でも、全国的に様々な情報伝達手段で試験が実施されます。

全国瞬時警報システム(通称: ^{ジェイ・アラート} J-ALERT)とは、国から発令された緊急地震速報等を人工衛星を介して、瞬時に放送するシステムです。

提供される情報は、下表のとおりです。

国民保護情報	緊急地震速報	津波情報
ゲリラ・特殊部隊攻撃情報	推定震度4以上	大津波警報
航空攻撃情報		津波警報
弾道ミサイルに関する情報		
大規模テロ情報		

*告知端末から最大音量で情報が流れます。

***防災無線の戸別受信機及び屋外スピーカーからは流れません。**

*お問い合わせ
牟岐町総務課 (TEL 72-3411)

8月26日哥磨会チャリティーイベントの義援金について

8月26日に哥磨会主催のチャリティーイベントが行われました。

ご来場の皆様からお寄せいただいた義援金は72,232円となりました。また、支援物資も多数お持ち寄りいただきました。

ご協力ありがとうございました。



海拔表示板の寄贈

四国電力(株)阿南営業所より海拔表示板30枚、街路灯1灯の寄贈がありました。

海拔表示板は縦40cm、横30cmのアルミ製です。



津波に注意!



ここの地盤は

海拔 **3.0m**

北海道地震津波の記録

「海が吐いた日」より

南海大震災思い出記

大谷 出口 勉

今から約半世紀前の昭和二十一年（一九四六）十二月二十一日の子の刻の終わりに近づいたころであつたが、不思議なほど、鮮明に記憶していることがある。それは当時十二歳で国民学校六年生の私が尾籠な話で恐縮だが、西の中の旧富田重雄氏宅の古い土蔵の壁に向かって寒さと恐怖におののきながら放尿していたという忘れがたい記憶である。

そのころ私は、この土蔵の前の出口家（現福岡家の駐車場）に祖母と母と三人で住んでいた。私の祖母アサノの実家、西岡家は二軒隣にあり、そこには東京で戦災に遭った二十一歳の叔母菊美が、ガランとした古びた広い家に一人で寝泊りしていたので夜は一緒に泊まっていた。その時代の便所は母屋からかなり離れた所であり、恐ろしくて玄関から旧国道を隔てた土蔵に前途の行為に及ん

だ次第である。

おりしも有り明けの寒月が耿々と照り輝き、その月明かりは美しさを越え、時々迷走する稲妻が無気味さを倍加し、筆舌に尽くし難い恐怖心に駆られ、私は金縛りにあつた不動明王のごとくに身じろぎ一つできずに立ちすくんでいた。

それからおよそ四時間半後の明け方、私は現在の居住地である昌寿寺山頂の麦畑に避難して来た二百名にも達する人々と焚火で暖を取りながらも、冬の夜明けの寒気にうち震えながら轟音と共に眼下に襲来した巨大な水塊に魂を奪われていた。それは普通最大と言われている二回目の津波だつたと思われるが、海面が異常に膨張したかと思うと、無数の海坊主が海辺近くの家並みを蹂躪している光景はさながら阿鼻叫喚の地獄絵図のようであつた。これが死者五十二名、倒壊家屋二百六十五戸、半壊家屋百六十二戸、流失家屋百九戸等甚大な被害をもたらした大惨事、Mハ・一の南海大震災により来襲した大津波であつた。そして流失されたり全壊あるいは床上浸水のため住むべき家を失った人は多数この地で焚火をしながら寒い幾日を過ごしたのである。

順不同で申し訳ないが次に前途の立小便の箇所から、地震発生時及びその後の様子昭和二十一年の牟岐町の師走の有様を記憶の糸をたぐり寄せながらまとめてみたい。

哥磨会チャリティー大会IN牟岐

平成24年8月26日(日)



西部保育所避難訓練

平成24年9月7日(金)



牟岐町民共楽運動会

平成24年10月7日(日)

